相続問題を活用したコンサルティング・セールス

㈱ＵＢＦ　代表取締役
東　潤一

①

なぜ相続でもめるのだろう？

民法で詳細に規定

複雑な財産分けのルール

相続の際に財産をどのように分けるかは、みなさんよくご存じだと思います。

「今さら何言っているの……法定相続分があるから、配偶者が2分の1、子供が2分の1でしょ」なんて声が聞こえてきそうです。

その法定相続分は何によって決まっているかはどうでしょうか？　みなさんご存じの民法です。では民法のどこにそう定められているかご存じでしょうか？

答えは、九〇〇条です。民法（以下(法)と記載）九〇〇条に「法定相続分」が定められているので、この通り財産を分ければいいのですが……(法)九〇二条に「法定相続分にかかわらず、遺言で財産の分け方を指定してもかまわない」と定められています。すべての財産について、遺言で分割方法が指示されていれば、遺言に従って財産を分けることになります。

しかし(法)九〇二条には、一部の財産だけ遺言で財産の分け方が指示されていることもあるから、その他の財産については(法)九〇〇条に従って、つまり法定相続分で財産を分けなさいと定められています。また、遺留分（(法)一〇二八条）を侵害してはいけませんよ、とも定められています。ここまでもうすでに、ややこしいなと思われていると思いますが……さらに続きがあります。

生前贈与で他の兄弟よりも財産をたくさんもらっている場合（例えば家を建てるのに資金を出してもらったなど）、これは(法)九〇三条で「特別受益」として、遺産分割の際に考慮しなさい、とも定められています。また、親の療養看護を委託せずに一人の子が自分で行って、預貯金が目減りするのが少なくてすんだ場合などは、その人に少し財産を多くもらう権利がありますよと、(法)九〇四条で「寄与分」として定めています。

根拠規定を伝える

話に信憑性を与えるために

相続のお話をする際には、このあたりのことを踏まえてお話をするのですが、FPとしての立場は、法律の専門家である弁護士、司法書士、行政書士といった士業の方と違い微妙なので、「法定相続分が」とか「遺留分が」とか、同じ法律用語を口にしても、信憑性が薄いように聞こえるらしいのです。そのため、クライアントに初期段階でこのような話をするときには、「ご存じのように民法の九〇〇条に定められている法定相続分がありますが、一方で民法九〇三条に特別受益といって、他の相続人さんより生前贈与などで財産を他の子どもさんより、たくさんもらっている方は相続のときに、先にもらった財産分の割合を減らされることもあるのですよ……」といった感じで、必ず根拠規定を伝えることをルールとしてやっています。

民法をすべて網羅するわけではなく、相続に関係するところを少し勉強すれば、クライアントに信憑性のある伝え方ができるということです。この一手間が、クライアントが心を開いて、ご自身の抱えている問題について話していただくきっかけのひとつとなります。

このように、相続で財産を分割する際には、民法でいろいろと条件が定められています。普段の生活ではまったく関係がない法律が、財産を引き継ぐ人の立場によって損得勘定を生んでしまうことがあります。相続でもめるメカニズムは、この複雑な財産分けのルールにあるようです。

複雑なルールが決められている一方で、(法)九〇六条ではそれぞれのお家事情で、相続人全員が合意すれば、好きなように財産を分けてもかまわない、とも定められています。

遺言がないままに相続が起こってしまった場合でも、法定相続分通りに遺産分割を行って、スムーズに相続手続きが進む場合もあります。

一方で、父親の所有する土地の上に家を建てて長男が両親と同居していたケースでは、『父親が生前「この土地は長男に相続させる」と明言していたし、弟や妹も何も不満を言う者もなかったので、長男も当然に自分が相続できると考えていた。しかし、実際に相続が起こってみると、弟や妹が自分たちにも父親の所有していた土地について相続権があると主張し、話し合いを重ねても平行線をたどり、結局マイホームごと土地を売却してみんなで平等に分けることになってしまった』という事例もたくさんあります。

ここで提携先から、顧問先の保険見直し相談を依頼したいということでご紹介を受けたクライアントの田中さん（仮名）の事例をご紹介しましょう。(別掲)

なぜ、このようなお話が聞き出せたのかと言うと、前述したとおり保険見直しがきっかけなのです。

開業医ということで、ご自身もそれなりの資産を形成されているだろうし、一等地にマイホームを構えておられることから、生命保険金の受取人をどなたにするかを決めなければならないが、相続税の心配があると考えられる場合は、保険金の受取人指定も慎重に行わなければならないことをご説明し、個人の資産内容についてヒアリングを行いました。

その過程で、自宅の土地の名義は父親であることや、ご両親が亡くなった際の相続人として、姉と弟がいらっしゃること、弟のお嫁さんがしっかりした方で父親の財産は次男にも権利があると、田中さんの奥さんに話していたこと、長女も自分の権利主張をしっかりと行うようなタイプであることなども併せてヒアリングができました。

このことから、実際に父親名義の土地の上にマイホームを建てたのに、相続問題で売却せざるをえなくなった事例などをお話しし、親子で相続の話をすると喧嘩になることはよくあることで、第三者が中立的に話す方がうまくいくことをお伝えし、父親に老後の生活設計や資産運用、相続のことも含めて話を聞いてみてはどうかと勧めるように提案したのです。もちろん父親が興味を持ってくれるようにどのように声をかけるのが良いかもレクチャーしました。

実際にお父さんにお会いし、中立的な立場から相続のトラブル事例を交えて、現在の保有資産の状況から考えると、相続トラブルが起こりうる可能性があることなどをお話しすると、お父さんも相続トラブルの心配をしていることを打ち明けて下さいました。さすがに親だけあって、子供たちの性格を把握していて、それぞれが自分の権利を主張する可能性があることは危惧していたようです。ただ、長男が相続対策の必要性を感じていると妻から聞いた時は、正直腹が立った、とのこと。

このように、生命保険の受取人をきっかけに、相続対策の話に発展することは、よくあることです。次回は、ここからどのように父親の資産を活用した生命保険の活用を織り交ぜたコンサルティングを展開していったのかをご紹介したいと思います。

相続対策の話に展開

きっかけは保険見直し

父親の機嫌を損ね喧嘩に

田中さんの父は、開業医として長年、地元の人たちの健康に貢献してきた。

時代背景が良かったこともあり、資産形成に自宅兼診療所以外にも、昔からの閑静な高級住宅街に土地を購入していた。

田中さんは、3人の子供（長女・長男・次男）に恵まれ、長女はサラリーマンの夫と結婚し、長男は医者となり田中さんの跡を継いだ。次男も勤務医として大学病院に勤務している。

長男が自分の所有する土地に、マイホームを建てたいと言い出した際も、長男であり、自分の跡を継いでくれることから申し出を快諾した。長女と次男にも長男がマイホームを建てることは事前に知らされたが、誰も咎める者はなかった。

しかし、父が高齢になるにしたがって、相続のことが気になり始めた田中さんは、母親に父親には内緒にしてほしいと言ってから、「父親名義の土地を自分が相続することを確約するために、遺言書を書いてほしいと思うが、父親がどう言うだろうか」と相談をした。内緒にと言ったのに、母親が父親に相談してしまい、父親が機嫌を損ねて親子喧嘩になってしまい、それ以来相続の話はしていない。

立の医学部へ進学し高額な学費を出してもらい、他の相続人より高等な教育を受けたなど、他の相続人より特別に財産を多くもらった場合など。

◆ワンポイント解説◆

●遺留分（いりゅうぶん）とは？

遺留分とは、民法上の相続人に対して保障された被相続人の財産を取得できる最低限の割合です。（民法1028条）

《簡単に言えば》

子供が3人いて（相続人3人）「遺言書で全財産は長男に相続させる」と書き遺していた場合。長男以外の残りの2人は財産をもらえないことになる。しかし、本来は法定相続分として3分の1の財産を引き継ぐ権利がある。本来の権利の3分の1の半分、つまり6分の1が遺留分として最低限取得できる割合。

●特別受益（とくべつじゅえき）とは？

―相続分の計算の特例―

相続人の中に特別の受益を受けた者がいる場合の相続分です（民法903条）。

《簡単に言えば》

結婚のために持参金をもらった（結納金・挙式費用は特別受益に当たらない）、独立して事業を始めるときに開業資金を出してもらった、家を建ててもらった、住宅取得資金を出してもらった、私

●寄与分（きよぶん）とは？

共同相続人間の公平を図るために、被共同相続人の中に「相続人の事業について、無報酬に近い形で貢献していた」「被相続人の療養看護に尽くしていた」など、被相続人の財産の目減りを抑止したり資産の増加に貢献した場合、被相続人の持っていた財産から特別の貢献をした者の寄与分額を差し引いたものを遺産の額と仮定し、これをもとにして、900条～902条までの規定に従って相続分の額を計算します。（904条の2）

《簡単に言えば》

専門家の介護を必要とするほどの、重度な介護状態の親の療養看護のため、会社を辞めて療養看護に専念していた場合などに、専門家に療養看護を依頼した場合に必要であったであろう支出（専門家の日当×介護の日数）分を寄与分として計算するということ。